

2025年11月28日

株主各位

東京都台東区駒形二丁目4番5号

株式会社ハピネット

代表取締役社長 水谷 敏之

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、2026年1月1日付をもって当社普通株式1株につき2株の割合で分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年12月31日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 2026年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記載されることとなります。
2. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお問い合わせください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)